

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4
氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和 7 年 3 月 1 2 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥、雑排水（便槽洗い、浸透枳清掃時）、 引越ごみ、事業系一般廃棄物、し尿
営業所の所在地及び名称		帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		中札内村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西 1 8 条北 3 丁目 1 3 番地 1 十勝圏複合事務組合 十勝川流域下水道浄 化センター 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 - 5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令 第 3 条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和 7 年 3 月 2 6 日

中札内村長 森田 匡彦

